

## 院外処方における「一般名処方、長期処方・リフィル処方箋」について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また当院では、患者さんの状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上長期処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することがあります。

### <リフィル処方箋とは>

病状が安定している患者さんに対し、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で一定期間内に最大3回まで反復利用できる処方箋です。

### <リフィル処方箋の留意点>

1. 医師が患者さんの病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
2. 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤(一部を除く)はリフィル処方箋ができません。
3. 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者さんが来局しない場合は、電話等によりより状況を確認することがあります。また、患者さんが他の薬局において調剤を受ける場合は当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
4. 患者さんの体調変化を考慮し、リフィル処方箋の有効期間内であっても薬剤師は調剤を行わず患者さんに受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

医療法人案浦クリニック  
理事長 案浦康高